

## USEUM NEXT（仮称）運営業務委託に係るプロポーザル実施要領

### 1 目的

県では、佐賀県の有益な資源である「食材」と「器」を「料理人」の感性で磨き上げながら、料理という一皿の上に佐賀の可能性を表現・発信していくことで新たな価値を創造する「サガマリアージュ」プロジェクトを実施している。

その取組のひとつとして、佐賀県の次世代を担う料理人による期間限定レストランイベント「USEUM NEXT（仮称）」（ユージウムネクスト）を開催することで、佐賀が誇るべき「食材」と「器」の付加価値を高めるとともに、これら地域資源を磨き上げることのできる県内料理人の存在を国内外に広く発信することを目的とする。

### 2 業務内容

- (1) 委託業務名 USEUM NEXT（仮称）運営業務
- (2) 委託業務の仕様等 USEUM NEXT（仮称）運営業務委託仕様書のとおり

### 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 予算額

6,000,000円

### 5 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 本業務と同種又は類似の業務について、官公庁、民間企業において過去5年以内に完了した実績を1件以上有すること。
- (2) 緊急の打ち合わせ、作業等が必要な場合に、迅速に対応できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始又は民事再生法手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって

- 暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 6 実施スケジュール

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| (1) 県ホームページでの公募開始 | 令和8年6月29日(月)         |
| (2) 事前説明会         | 令和8年7月7日(火)10時00分    |
| (3) 質問書提出期限       | 令和8年7月9日(木)15時00分必着  |
| (4) 参加申込書提出期限     | 令和8年7月15日(水)15時00分必着 |
| (5) 企画提案書提出期限     | 令和8年7月23日(木)15時00分必着 |
| (6) 書類選考結果通知      | 令和8年7月29日(水)         |
| (7) プレゼンテーション審査会  | 令和8年7月31日(金)予定       |
| (8) 選考結果通知        | 令和8年8月5日(水)予定        |

## 7 プロポーザル実施方法

企画提案書、見積書等の資料をもとに、参加者のプレゼンテーションによる審査会を行う。

- (1) 告知  
県ホームページで公募する。
- (2) 事前説明会
- ①日時 令和8年7月7日(火)10時00分～
  - ②場所 オンライン開催
  - ③申込方法 説明会への参加を希望する者は、令和8年7月3日(金)17時00分までに、会社名、担当部署名、参加者氏名、連絡先を明記の上、「15 問合せ先」までメールで申し込むこと。なお、開催方法の詳細については参加希望者へ別途連絡する。  
※事前説明会への参加は任意であり、プロポーザル審査への参加要件とはしない。
- (3) 質問書の受付及び回答  
本プロポーザルに関する質問がある場合は、次により提出すること。
- ①提出書類 仕様書等に対する質問書(様式第1号)
  - ②提出期限 令和8年7月9日(木)15時必着
  - ③提出方法 電子メール又は持参、書留郵便など受領確認ができる方法による送付
  - ④提出先 「15 問合せ先」の住所又はメールアドレスあてに提出
  - ⑤回答 令和8年7月13日(月)までに質問者あてにメールにて回答する。あわせて、県ホームページにて質問者匿名で公開する。ただし、質問又は回答の内容が提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- (4) 参加申込
- ①提出書類
    - ・参加申込書(様式第2号)
    - ・誓約書(様式第3号)
    - ・本業務と同種又は類似の業務の実績が確認できる資料
    - ・会社概要資料(任意様式)
  - ②提出部数 1部
  - ③提出期限 令和8年7月15日(水)15時必着

- ④提出方法 持参、書留郵便など受領確認ができる方法による送付
- ⑤提出先 「15 問合せ先」の住所あてに提出

(5) 企画提案書

- ①提出書類
  - ・企画提案書【任意様式】(紙 A4 版及び電子データ PDF)
  - ・見積書【任意様式】
- ②提出部数 各 8 部
- ③提出期限 令和 8 年 7 月 23 日 (木) 15 時必着
- ④提出方法
  - ・紙書類：持参、書留郵便など受領確認ができる方法による送付
  - ・電子データ：電子メール
- ⑤提出先 「15 問合せ先」の住所及びメールアドレスあてに提出

⑥企画提案書の内容

企画提案書の構成は次のとおりとする。

- USEUM NEXT (仮称) 関連企画の立案及び実施方法等
  - ・提案の意図、対象者(ターゲット)の属性、具体的な実施方法、期待される効果等を記載すること。
- 料理人等の人選
  - ・県内料理人とコラボする料理人やパティシエ等の候補者を提案すること。なお、県内料理人はサガリアーजू推進協議会(以下「本協議会」という。)にて選定する。
- 集客のための広報計画等
  - ・本イベントの周知を目的とした広報企画、対象範囲、利用媒体等を記載すること。
- 過去 5 年間の類似業務の請負実績
  - ・契約の相手方、受託業務の内容、規模、効果等を記載すること。
- 事業遂行のための実施体制
  - ・本委託業務の実施及び進捗管理を行う責任者のプロフィール、これまでの活動実績等、事業運営のために提供可能な実施体制、要員(外部専門家を含む活用可能な人材や人員体制)を記載すること。
  - ・事業運営のために提供可能な業務能力を記載すること。
- 実施スケジュール

(6) 書類審査

5 者以上から企画提案書が提出された場合、書類審査を実施し、プレゼンテーション審査会に参加する事業者を 4 者選定する。

- ①実施方法 審査員が提出された企画提案書を定評する。
- ②選考結果の通知 令和 8 年 7 月 29 日 (水)

(7) プレゼンテーション審査

次のとおり審査会を開催し、最優秀提案者を選考する。

- ①開催日時 令和 8 年 7 月 31 日 (金) 予定
  - ※時間及び場所については、追って参加者に連絡する。
- ②実施方法 事前に提出された企画提案書をもとに、参加者毎にプレゼンテーションを行う。オンラインでの参加も可能とし、参加者毎の開始時間及びオンライン接続方法については、別途連絡する。なお、パソコン等の必要な機器は参加者が準備すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターは本協議会で準備する。
- ③提案時間 1 社あたり、プレゼンテーション 20 分、質疑応答 5 分とする。

#### ④審査

- ・審査員は別に定める審査基準に従い審査を行い、審査の結果、最優秀提案者を受託候補者として決定する。なお、必要に応じて参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。
- ・審査基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。

#### (8) 選考結果の通知

- ①全ての参加者に文書で通知する。なお、審査の経緯については公表しない。
- ②審査結果に対する意義申し立ては受け付けない。

### 8 契約保証金

- (1) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定を準用し、担保を供することができる。
- (3) 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
  - ア 本協議会を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
  - イ 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
  - ウ 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき

### 9 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が行った場合
- (2) 本プロポーザル手続について不正行為を行った場合
- (3) 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- (4) 1人で2以上の提案をした場合
- (5) 代理人でその資格のない場合
- (6) 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- (7) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

### 10 プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- (1) 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行うことができないとき。

### 11 参加者に求められる義務

- (1) 参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

- (2) 提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とのトラブルが発生しないようにすること。
- (3) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。

## 12 留意事項

- (1) 提出物は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、選定作業等に必要な範囲で複写をする場合がある。
- (3) 提出する企画案は参加者 1 社につき 1 提案とし、提出後の書き替え、差し替え等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (4) 本プロポーザルに係る提出書類作成等に関する費用はすべて提出者の負担とする。
- (5) 虚偽の掲載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者及び委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書は無効とする。
- (6) 審査の結果、最高位の評価を得た者が参加要件を欠くに至った場合は、契約締結ができない。この場合、プロポーザルの次順位の者と契約を締結する。
- (7) 本業務における全ての成果物、取得物及び著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は本協議会に帰属するものとし、制作者は本協議会に対して著作権人格権を行使しないものとする（取得物については消耗品を除く）。
- (8) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て利用することとする。
- (9) 本業務にて全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、本協議会と受託者の協議により本協議会が認めたときは、この限りではない。  
また、機密保持、知的財産権等に関して、本業務委託契約にて定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。  
なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。  
あわせて、あらかじめ本協議会に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。

## 13 情報漏洩の禁止

受託者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。

また、個人情報の取扱いには、県が定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。

## 14 遵守事項

受託者は、契約の履行にあたって、本委託業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、持てる能力を最大限発揮するとともに、本協議会事務局の指示を遵守し、誠実に実施しなければならない。

また、受託者は、本委託業務の実施にあたり、関連する法律等を遵守しなければならない。

## 15 問合せ先

サガマリアーヂュ推進協議会（事務局：佐賀県流通・貿易課）

担当 牟田、奥菌

住所 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59 佐賀県流通・貿易課内

電話 0952-25-7252

電子メール [ryuutsuu-boueki@pref.saga.lg.jp](mailto:ryuutsuu-boueki@pref.saga.lg.jp)